

第8回教育委員会

平成 28 年 4 月 26 日
午 後 1 時
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第84号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

議案第84号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の一部
部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（平成4年大阪
市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の任用に関する規則（昭和49年大阪市人事委員会規則第4
号）第45条」を「職員の任用に関する規則（平成28年大阪市人事委員会規則第
2号）第53条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育委員会所管
の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の規定は、平成28年4月1日から
適用する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。

以下「条例」という。）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び実習助手をいう。

以下同じ。）のうち、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は職員の任用に関する規則（昭和49年大阪市人事委員会規則第4号）第45条の規定により任用された

平成28年

第2号 第53条

者（以下「臨時的任用職員」という。）の給与の基準及び支給方法については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

地方公務員法の改正に基づき、人事委員会規則が改正されたことに伴い、規定整備を行う必要があるため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

人事委員会規則（職員の任用に関する規則）の改正に伴い引用条文の番号を改める。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。